

第5回 名寄市総合計画審議会

日時：令和4年7月22日（金）

18時30分～20時10分

場所：名寄市役所（名寄庁舎）4階大会議室

1 開 会

石橋総合政策部長より開会。

2 会長挨拶

今井会長より挨拶。

3 議 事

(1) 後期基本計画重点プロジェクトについて
事務局より説明。

(2) 後期基本計画主要施策について（基本目標Ⅰ）
各担当部局より説明。

【質疑応答】

I-2 人権尊重と男女共同参画社会の形成

委員：成果指標に女性委員の割合とあるが、市議会議員の数の男女割合の議論は行っているか。

担当部局：議員の男女割合については、名寄市男女共同参画推進計画で謳えるものではないため、策定の議論の中には出てくるかもしれないが、目標値としては難しい。

委員：今回の計画では新たに「いじめ」について言及されていた。市でも小中高いじめ防止サミットを実施しており、取組に感心させられた。近年、いじめの問題がクローズアップされているので、いじめ問題は今後も取り組んでいくべきである。

担当部局：国の計画でもいじめ問題が取り上げられているため、本市の計画にも記載している。いじめ防止サミットは前教育長肝入りの事業であり、これまでも実施してきている。小中で実施していたものに高校側から声がかかり、小中高と拡大・拡充された経緯がある。有効な取組であると考えられるため、多くの方に伝わるように引き続き

取り組んでいく。

I-3 情報化の推進

委員：デジタル施策を進めるうえでは、機器の整備だけではなく人材の問題もあると思う。市職員のスキルアップも求められるが、何か取組を行っているのか。

担当部局：デジタルへの意識づけのため全職員を対象とした研修をはじめ若手、管理職向けにもそれぞれ研修を実施しているほか、若手ワーキンググループを組織し、市長へ提言も行った。

委員：若手職員の取組は素晴らしいと思う。規模の大きな職場では、デジタル技術の普及により、その技術に対応できず、負担となり、病気になる人も多いことから、ケアする取組が必要と考える。

I-4 交流活動の推進

委員：移住件数は重要であり、名寄に縁が無い人に移住してもらうのも重要。転勤で来る人は、子育て世代が多いので引き止める取組が必要。名寄に定住するための支援がないと別の市町村に行ってしまう。

担当部局：子育て世代はターゲットのひとつとして移住施策に取り組んでおり、子育て施設や支援の充実について、情報発信等に取り組んでいる。

I-7 効率的な行政運営

委員：後期計画期間に具体的な取組が現在のところ想定できないとして、中期計画には記載があった「庁舎のあり方検討」が削除されている。市民が安心できる災害時の防災拠点となっているか。

担当部局：市庁舎は防災の拠点である。老朽化していることは認知しているが、公共施設の整備には優先順位があり、義務教育施設や子どもたちが使う施設を優先度が高いと判断した。

委員：有事の際に拠点となる施設があるということでもいいか。

担当部局：他に対応できる代替施設や発電機能を備えている施設もあり対応できると認識している。

(3) 後期基本計画主要施策について(基本目標Ⅱ)
各担当部局より説明。

【質疑応答】

Ⅱ-1 健康の保持増進

委員：新型コロナウイルスのワクチンは、国で接種率の目標があるが、市としての目標があってもいいのではないか。

担当部局：新型コロナワクチンは臨時接種であり、4回目、5回目の接種の話が出ているなか、国の動きを見ながらの対応となるため、後期計画の中で定めることは難しいと考えている。

委員：特定不妊治療費助成事業が後期計画では無くなっているのはなぜか。

担当部局：令和4年度より保険適用となったため。

Ⅱ-3 子育て支援の推進

委員：就学前児童の年齢の範囲の確認をしたい。

担当部局：乳幼児から5歳まで。

委員：出生率の向上はどこの施策になるか。

担当部局：出生率の向上は大きなテーマ。保健センター、母子保健、経済支援や社会、福祉、教育など総合計画の様々な分野に関係するものである。

委員：名寄市は近隣に比べて子育てしやすい環境が整ってきている認識はある。ファミリーサポートセンターの人数が少ないと思うが、今後の方向性はどうするのか。

担当部局：利用したい人は増えてきている。提供側の会員は横ばいであるが、今後は人口減少していく中で、何かあったときに利用してもらえるよう、今の人数は確保していきたい。子育てが終わった方が逆に提供側に回ってもらえるような仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えている。

委員：子育て施策は子育てしている方には浸透しているが、子どもを産みたくなるよう、子育てをしていない方への周知を図っていただきたい。子どもがいない方が産みたくなるような環境づくりが必要であり、出生率向上につながる取組を行ってほしい。

委員：保育士の確保が難しいと言われているが、札幌市の条件と比べて開きがある。対策は検討しているか。

担当部局：市内就職補助や、宿舎（住宅）の補助などで支援をしている。市立大学とも連携を強化しながら地元就職をしてもらえるよう取り組んでいく。

Ⅱ-5 高齢者施策の推進

委員：一般企業の退職は65歳であるが、本人の希望、会社との合意で継続して働くことができ、そういった年齢層の需要が高まるのでアプローチを行っていったらいいのではないかと。

担当部局：高齢者施策では、高齢になっても安心して暮らせるための施策が中心であり、福祉担当としては65歳を超えても安心して暮らせる施策に取り組んでいく。

全体に関すること

委員：多くの主要施策で、横文字が使用されており、注釈などを入れてわかりやすく周知いただきたい。

事務局：冊子にする際には中期同様、用語説明を記載してわかりやすく、示していきたい。

4 その他

事務局より説明。

次回は8月3日（水）に開催。引き続き、基本目標のⅡ-2、Ⅲを協議いただく。

5 閉 会

今井会長より閉会。

[会議資料]

資料1 後期基本計画重点プロジェクトについて

資料2 基本目標Ⅰ（Ⅰ-1～Ⅰ-7）

資料3 基本目標Ⅱ（Ⅱ-1、Ⅱ-3～Ⅱ-7）

後期計画重点プロジェクトについて

1 後期計画重点プロジェクトについて

重点プロジェクトは、基本計画の期間内における主要な取組であり、かつ複数の基本目標（施策の柱）にわたり、施策間連携を図ることで、一層効果が発揮される取組を表すものです。

今後、現下の情勢を踏まえながら、実施事業や各種成果指標（KPI）の検討が必要になってきますが、現在の重点プロジェクトは、基本構想に掲げた将来像の実現を目指すためにも重要な施策となることから、引き続き、取組を推進する必要があります。

■ 後期基本計画重点プロジェクト（案）

（1）経済元気化プロジェクト

地域経済の好循環を図り、まちに元気を生み出すため、新たな産業の創出や地域ブランドの確立を促進し、雇用の場・人材の確保、事業継承の取組支援などに努めるとともに、交流人口の拡大に向け、移住・交流の推進に取り組みます。

- 中期計画期間から継続が想定される主な実施計画事業
 - ・商店街等活性化事業
 - ・農業の担い手育成支援事業
 - ・観光振興事業
 - ・企業立地促進事業
 - ・森林整備担い手対策事業（森林作業員就業条件整備事業）

（2）安心子育てプロジェクト

安心して子どもを産み育てることができる環境を充実させるために、子育てと仕事の両立支援や子育て家庭への支援などを行ない、少子化対策・人口減少対策の強化に取り組みます。

- 中期計画期間から継続が想定される主な実施計画事業
 - ・小中学校情報機器整備事業
 - ・乳幼児等医療給付事業
 - ・認定こども園整備事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・放課後児童クラブの充実

（3）冬季スポーツ拠点化プロジェクト

本市の自然環境・施設環境の強みを活かして、冬季スポーツの拠点化を目指すために、冬季スポーツ合宿・大会誘致と併せて、ジュニア世代の育成強化を推進するとともに、冬季スポーツを通して故郷への誇りと愛着を持てる人材の育成に取り組みます。

- 中期計画期間から継続が想定される主な実施計画事業
 - ・冬季スポーツ拠点化事業
 - ・スキー場事業
 - ・各種大会開催事業
 - ・スポーツセンター改修事業
 - ・観光振興事業（再掲）

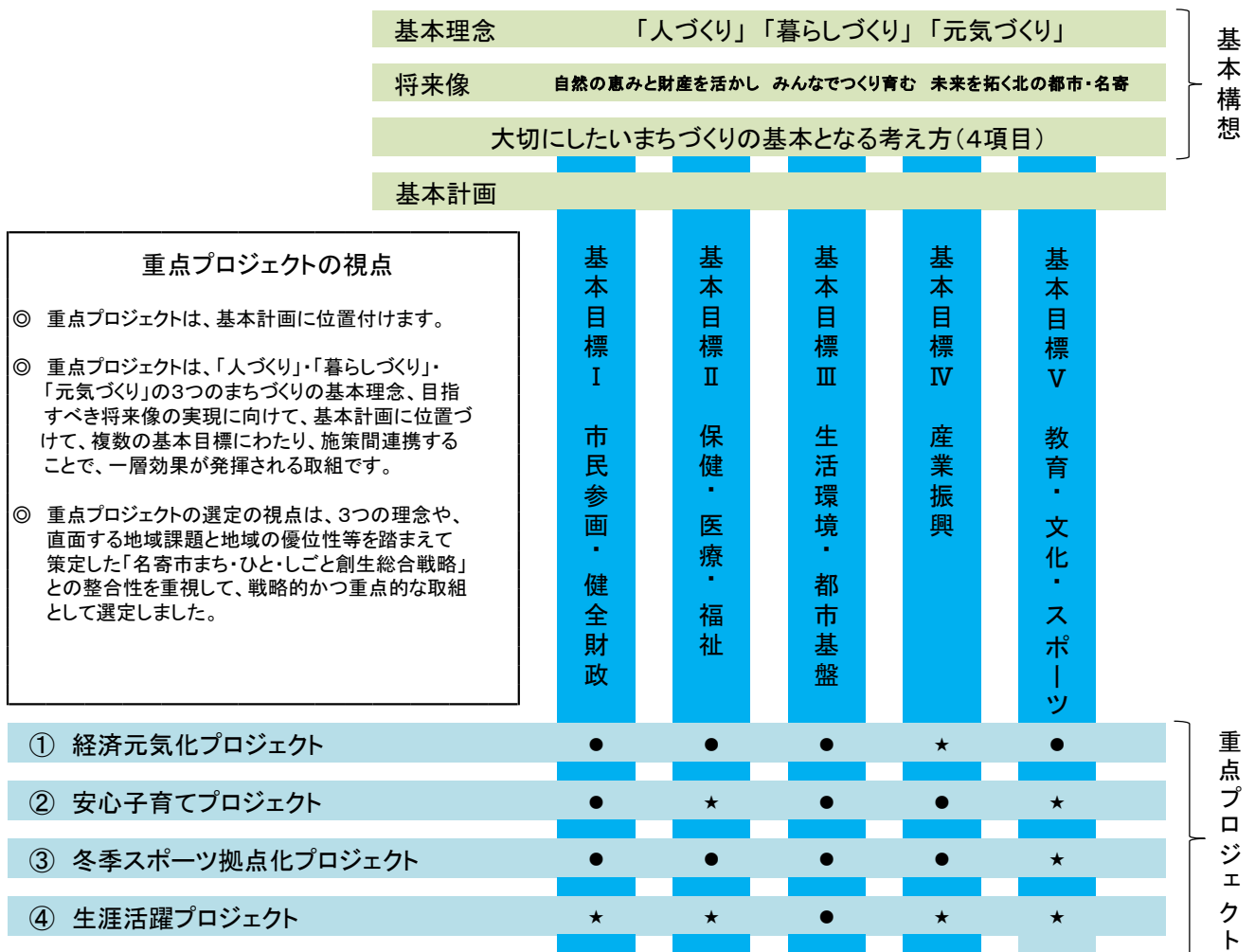
後期計画重点プロジェクトについて

(4) 生涯活躍プロジェクト

少子高齢化、特に生産年齢人口の減少が進む中、年齢や国籍、性別、障がいのあるなしに関わらず、地域の担い手として参画し、それぞれのライフスタイルに応じて役割や生きがいを持つとともに、生涯健康で活躍できる環境づくりに取り組めます。

- 中期計画期間から継続が想定される主な実施計画事業
 - ・まちづくり推進事業
 - ・雇用促進事業及び勤労者福祉推進事業
 - ・冬季スポーツ拠点化事業
- ・一般介護予防事業
- ・部活動改革の推進
- ・高齢者学級運営事業

2 重点プロジェクトと基本構想及び基本計画との関係



I-1 市民主体のまちづくりの推進

市民の誰もが主体的にまちづくりに参加できる仕組みや、市民自治を確立するための基本的原則を定めた「名寄市自治基本条例」の推進、町内会や地域連絡協議会などのコミュニティ活動を促進させることによって、協働のまちづくりに努めます。

【現状と課題】

市民と行政が協働してまちづくりを推進するためには、積極的な行政情報の公開・提供を行うとともに、広く市民の声を聞きながら相互理解を深めていく広聴活動の充実が必要です。併せて、市民が主体的に地域課題の解決に関わることができる地域コミュニティ組織の活性化が必要です。また、地域活動では町内会員の減少や高齢化などによる担い手不足といった課題があることから、時代に合わせた組織の見直しや人材の確保・育成への支援が必要です。

【後期計画期間の方向性】

地域連絡協議会とコミュニティスクールなど地域課題に対して特色ある取組を行う組織との再編を検討し、地域コミュニティ組織としての体制強化を推進します。また、各媒体の特性を活かした情報の発信・浸透を図るとともに、地域の魅力発信を市民と協働により推進します。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
町内会加入率	73.7% (2021)	74.2% (2026)	市内 72 町内会における加入率
まちづくり推進事業交付件数	3件 (2021)	5件 (2026)	まちづくり推進事業実施件数
市ホームページ閲覧数	285,538 (2020)	400,000 (2026)	年度ごとのホームページアクセス数 (トップページ)
名寄市LINE公式アカウント登録件数	11,425 (2021)	17,000 (2026)	年度末の登録者数

【想定される主な実施計画事業等】

- 地域連絡協議会のあり方の検討
- まちづくり推進事業
- 地域連絡協議会等活動支援事業
- 多様な媒体による広報の推進
- 多様な広聴機会の創出
- プロモーション推進事業

【関係する個別計画】

I-2 人権尊重と男女共同参画社会の形成

人権に関わる意識啓発活動を行い、一人ひとりの人権が尊重される地域づくりを進めます。また、男女が性別にとらわれず、お互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて、名寄市男女共同参画推進条例の着実な推進に努めます。

【現状と課題】

いじめ・ハラスメント問題や、パートナーからの暴力により心や身体に深い傷を受けたり、高齢・障がい・マイノリティ・国籍による差別など、社会における人権課題が指摘されていることから、市民一人ひとりが自己や他者の人権を守ろうとする人権意識を育む取組が必要です。また、名寄市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、さらなる市民意識の高揚を図るとともに、行政と市民、関係団体などが協力し、女性の活躍推進のための積極的な取組が必要です。

【後期計画期間の方向性】

人権意識の普及・高揚を図るため、国や道、関係機関の取組と連動しながら、人権教育・人権啓発活動を進めます。また、名寄市男女共同参画推進計画における目標の達成に向けた施策の総合的かつ計画的な取組を推進します。

【想定される主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
人権擁護委員数	8人 (2021)	8人 (2021)	市議会の同意に基づく、市からの推薦により、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の確保
審議会等委員に占める女性の割合	39.8% (2021)	40%以上 60%以下 (2025)	地方自治法・その他法令、条例・規則等に基づく委員会・審議会等における女性委員の割合(目標値は国の第5次男女共同参画基本計画における数値目標)
女性委員長のいる審議会等の比率	9.7% (2021)	30.0% (2025)	女性委員長のいる地方自治法・その他法令、条例・規則等に基づく委員会・審議会等の比率(第3次名寄市男女共同参画計画策定中のため第2次計画の目標値で記載)

【想定される主な実施計画事業等】

■人権擁護等事業 ■男女共同参画事業

【関係する個別計画】

■第3次名寄市男女共同参画推進計画(策定中)

I - 3 情報化の推進

ICTに関連した各種情報システムを安定的に運用するとともに、デジタル技術を活用した市民サービスの向上や業務の効率化、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に努めます。また、個人情報などの情報資産を確実に保護し、情報セキュリティ施策の効果的な推進に努めます。

【現状と課題】

情報システムのクラウド化により、システム機器やソフトウェア類の安定的な稼働確保及び機器更新、セキュリティ対策を図ることが必要です。また、デジタル社会の到来を見据え、デジタル外部人材を活用しながら、市民生活における利便性やサービス品質の向上、業務の効率化を促進するとともに、キャッシュレス化や公共交通、教育などの地域課題解決に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が必要です。

【後期計画期間の方向性】

情報システム機器の安定的な稼働確保及びセキュリティ対策の推進を図るとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進するため、名寄市DX推進計画の実効性を担保したうえで、情報システムの標準化や行政手続オンライン化、デジタルによる業務改善などの取組を推進します。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
情報システムの標準化・共通化	0 分野 (2021)	20 分野 (2026)	主要な基幹系 20 業務システムを国の標準仕様に準拠したシステムへ移行
行政手続オンライン化	0 手続 (2021)	27 手続 (2026)	マイナンバーカードを用いて電子申請が可能となるサービス手続数
高齢者等向けスマホ教室の開催	1 回 (2021)	8 回 (2026)	高齢者や障がい者などデジタル格差解消のため、人にやさしいデジタル化の実装
マイナンバーカードの普及率向上	40% (2021)	100% (2026)	マイナンバーカードの普及率向上のため取得しやすい環境の構築

【想定される主な実施計画事業等】

- 名寄市DX推進計画の推進
- 情報システムの標準化・共通化
- 行政手続オンライン化事業
- 地域DX事業の推進
- デジタルデバйд対策
- マイナンバーカードの普及促進

【関係する個別計画】

- 名寄市DX推進計画

I-4 交流活動の推進

地域資源を生かした交流活動を展開し、魅力あるまちづくりを進めるとともに、国際感覚を持つ人材の育成など、異文化交流を通じた地域の活性化に努めます。また、多様化する移住希望者のニーズを把握し、民間との連携による積極的な情報発信や受入体制の整備に努めます。

【現状と課題】

市民団体等との連携・協力による各種事業の実施に加え、新たにICTを活用した取組により国内外との交流推進を図ってきている。しかし、団体会員の高齢化などが進んでおり、施策の推進を図るため、各団体の活動が安定して行えるよう継続した支援が必要です。また、移住促進では、移住希望者への幅広いニーズに応えられるよう、相談体制、情報発信、受入体制の充実が求められるとともに、ターゲットを絞った支援策の効果・検証及び地域愛の醸成にも繋がる魅力発信の取組が必要です。

【後期計画期間の方向性】

市民団体等を中心とした様々な交流活動を支援することで、幅広い視野を持った人材を育成するとともに、地域の活性化に繋がる取組を推進します。移住促進では、コーディネーターの配置及び地域住民と連携した受入体制の充実を図り、地域との関係性作りや魅力発信の取組を推進します。

【想定される主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
国際交流事業の回数	6回 (2018)	7回 (2026)	相互訪問やオンライン交流など海外との交流機会の回数
交流事業参加者数	221人 (2018)	230人 (2026)	国内外の交流先との交流事業への参加人数(交流人口)
移住件数	13件 (2018)	30件 (2026)	移住サポートによる又は転入アンケートによる移住件数

【想定される主な実施計画事業等】

- 国内交流事業 ■国際交流事業 ■ふるさと会交流事業
- 移住PR事業 ■移住推進事業

【関係する個別計画】

I-5 広域行政の推進

道北圏の中核都市であり、北・北海道中央圏域定住自立圏の中心市として圏域の振興発展のため、リーダーシップを発揮するとともに、二次医療圏における唯一の総合病院を有する自治体として、関係市町村との連携強化に努めます。また、交流自治体とのさらなる連携・協力した取組に努めます。

【現状と課題】

圏域全体として人口減少や少子高齢化が進んでいることから、安心して暮らせる地域社会の形成を目指すため、医療・福祉・産業振興・教育分野をはじめ、防災・物流分野などの課題についても圏域市町村を中心にさらなる連携が必要です。また、東京都杉並区との間で経済や子どもの交流に加え、職員の人事相互交流などを実施してきており、さらなる自治体連携を進めることにより都市部と地方のそれぞれが抱える特有の課題の解決を図ることが必要です。

【後期計画期間の方向性】

地域資源を活かした持続可能なまちづくりを目指し、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図るとともに、新たに連携した取組である広域防災力の向上や物流網効率化に向けた取組等を推進します。また、東京都杉並区を中心とする、交流自治体との新たな連携した取組を推進します。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
市立大学生定住自立圏 域内就職者数	12人 (2021)	30人 (2026)	市立大学卒業生の定住自立圏域内での 就職者人数
交流自治体との新規連 携事業数	3件 (2019~2021)	4件 (2023~2026)	東京都杉並区を中心とする交流自治体と の連携事業の創出
物流効率化実証実験参 加自治体数	0件 (2021)	4件 (2026)	物流拠点化を目指した実証実験に参加 する自治体数

【想定される主な実施計画事業等】

- 定住自立圏推進事業

【関係する個別計画】

- 北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン

I-6 健全な財政運営

市民の安全安心な暮らしを支えていくには、健全な財政運営の維持が不可欠であります。将来世代に過大な負担を残さずに、限られた財源を効果的に活用するため、事業の選択と集中を行い、持続可能で健全な財政運営に努めます。

【現状と課題】

本市の財政状況は、自治体財政の健全化を示す財政健全化判断比率の指標においては安全圏にあるものの、人口減少や、少子高齢化に伴う社会保障経費の増加、老朽化した公共施設への対応など、多くの財政的課題が山積しています。真に必要な事業を厳選して行うとともに、基金と公債費を適正に監視し、将来世代に過大な負担を残さず、持続可能な財政運営を維持していくことが必要です。

【後期計画期間の方向性】

限られた財源の中で、多様な行政需要に効果的に対応していくためには、適切な事業の選択が重要です。また、各財政指標を念頭に基金や公債費を適正に管理し、将来世代に過大な負担を残さず、持続可能な財政運営の維持に向けた取組を進めます。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
実質公債費比率 [※]	8.2%(2016)	13.0%以内(2026)	財政状況の健全性を表すため、国が定めた指標
将来負担比率 [※]	28.6%(2016)	90%以内(2026)	
市債の借入	—	市債借入は元金償還以内に努める(2026)	公共施設を建設するためなどに借りた市の借金
財政調整基金・減債基金の残高	38億9千万円(2016)	18億円以上(2026)	財源調整機能を有する市の貯金の残高

※今後、後期計画期間中の事業がある程度固まった段階で、再度の検討・協議が必要

【想定される主な実施計画事業等】

- ふるさと納税の推進

【関係する個別計画】

- 名寄市公共施設等総合管理計画
- 名寄市過疎地域自立促進市町村計画

I - 7 効率的な行政運営

検証や必要に応じた見直しを行い、総合計画・総合戦略の着実な推進を図り、行財政改革推進計画に基づいた、職員の計画的な定員配置を行い、簡素で効率的な組織機構づくりに努めます。また、施設の複合化や民間活力の活用を図り、公民が連携し質の高い行政サービスの提供に努めます。

【現状と課題】

総合計画の実行性を高め、効率的・効果的な行政運営を行うためには、行政評価による成果指標の検証や、ローリング方式による必要に応じた見直しを行う必要があります。また、効率的な行政運営のためには、民間活力の活用や優秀な人材の確保をはじめ、個々の職員は公務員としての倫理観の向上とコンプライアンスの徹底が必要であるとともに、デジタル技術を用いた行政サービスの導入など情勢の変化に素早く対応することが求められています。

【後期計画期間の方向性】

定量的な成果指標の設定及びPDCAサイクルを確立し、検証・必要に応じた見直しを行い、実行性を高めていきます。また、情勢の変化に応じた行政サービスの提供を行うため、官民連携・役割分担を図るとともに優秀な人材の確保・育成に向けた採用・研修の充実を推進します。

【想定される主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
職員採用試験受験者数	139人 (2021)	150人	名寄市職員採用試験の一般事務職を受験した人数
接遇・公務員倫理・コンプライアンス研修の参加人数	49人 (2021)	60人	接遇・公務員倫理・コンプライアンス研修に参加した人数
行政評価により事業の見直しを行った数	11事業 (2020~2021平均)	60事業 (2023~2026)	行政評価でB・C・D評価となった事業数

【想定される主な実施計画事業等】

- 職員採用
- 職員研修

【関係する個別計画】

- 名寄市まち・ひと・しごと総合戦略
- 第2次名寄市行財政改革推進計画
- 名寄市公共施設等総合管理計画

Ⅱ- 1 健康の保持増進

こどもから高齢者まですべての市民の健康づくりを推進し、健康寿命※の延伸及び健康格差の縮小を目指し、住み慣れた地域で心豊かに元気で生活できる環境の創出に努めます。

【現状と課題】

健康寿命の延伸を図るためには、本市の死因の約半数を占める、がん・心疾患などの生活習慣病の発症及び重症化の予防に重点をおいた健康づくりの推進や、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症に対する迅速かつ適切な対策が必要です。また、地域的な特徴として母子健康手帳交付時における転勤者の割合が約半数を占める中、複雑化・多様化する妊娠・出産・子育てに対し、今後も個々の親子に寄り添った母子健康支援の充実が必要です。

【後期計画期間の方向性】

名寄市健康増進計画「健康なよろ 21(第2次)」に基づき、生涯を通じた健康づくりの推進や感染症対策に努めるとともに、こどもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の一層の充実に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
がん検診受診率(女性のためのがん検診推進事業)	23.5% (2021)	50% (2025)	女性のためのがん検診推進事業(子宮・乳・大腸がん)における受診率の平均
子育て応援プラン作成率	100% (2021)	100% (2025)	子育て応援プランを作成し妊娠期から支援を行った割合
産後ケア事業の利用による問題解決率	100% (2021)	100% (2025)	産後ケア事業を利用するきっかけとなった問題が解決できた割合
麻しん・風しん混合予防接種の接種率	95.2% (2021)	95%以上 (2025)	麻しん・風しん混合予防接種(第1期・2期)の接種率の平均は、蔓延防止を抑制できるとされる国の目標値 95%を維持

【想定される主な実施計画事業等】

■健康づくり運動推進事業 ■生活習慣病予防等活動事業 ■がん検診事業 ■母子健康支援・親子教室事業 ■感染症対策事業

【関係する個別計画】

■名寄市健康増進計画「健康なよろ 21(第2次)」 ■名寄市生きるを支える自殺対策計画
■名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画

Ⅱ-3 子育て支援の推進

安心して産み、育てられる環境の充実と、こども一人ひとりが平等に生まれ、健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで進めるため、相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図り、ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちを目指し、子育て支援の推進に努めます。

【現状と課題】

就学前児童数は減少傾向ではありますが、共働き世帯の増加等により、子育てサービスに関するニーズが多様化してきており、子育て支援施策の充実、保育士の確保と併せて認定こども園開設後、老朽化が進んでいる公立保育所の整備が必要です。また、安心して子育てし続けるためには、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援やこどもの健全育成のための支援、療育が必要なこどもや家庭に対する支援など、施策・体制の充実が必要です。

【後期計画期間の方向性】

名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、保育環境の充実のほか、子育てと就労が両立できる環境の整備など、多様な子育て支援ニーズへの対応と支援が必要なこどもや家庭に対するサービスの充実を図り、子育て支援施策を推進します。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
子育て支援センターの利用	1,388 人 (2018)	1,400 人 (2026)	年度ごとの利用登録者数
こどもの遊び場の利用	1,379 人 (2021)	1,440 人 (2026)	月ごとの利用者数
ファミリー・サポート・センター事業の利用	194 人 (2021)	200 人 (2026)	年度ごとの利用登録者数
待機児童数	6 人 (2021)	0 人 (2026)	年度ごとの4月1日時点の待機児童数

【想定される主な実施計画事業等】

- 認定こども園等整備事業
- 待機児童解消緊急対策事業
- 子育て支援センター運営事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子ども家庭総合支援拠点事業
- こどもの遊び場整備事業

【関係する個別計画】

- 名寄市子ども・子育て支援事業計画

Ⅱ-4 地域福祉の推進

すべての市民が互いを支え合う地域共生社会に向けて、住民の福祉を育む心の醸成を進め、民生委員児童委員や社会福祉協議会など各関係機関と連携し、市民が参加しやすい地域福祉社会の体制・環境づくりに努めます。

【現状と課題】

少子高齢化による人口減や価値観の多様化などを背景とし、地域で互いが支え合う意識や連帯感が希薄化しており、地域福祉の根幹である「人と人のつながり」に大きな課題を抱えています。福祉の支援を必要とする人たちを含めすべての市民が、世代・分野に関係なく市民相互が「共助」できる環境・体制作りと、それを支援する施策が必要です。

【後期計画期間の方向性】

地域福祉の中心となる市民と行政がともに手を携え、それぞれの役割と責任を担っていける仕組みづくりに取り組み、誰もが安心して健やかに暮らせるよう、「自立と共生」の地域社会づくりを進めます。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
町内会ネットワーク事業 参加町内会数	52町内会 (2021)	72町内会 (2026)	年度ごとの参加町内会数
民生委員児童委員連絡 調整回数	2,209件 (2019)	2,650件 (2026)	行政他関係機関への年間相談件数

【想定される主な実施計画事業等】

- 町内会ネットワーク事業
- 社会福祉協議会運営事業費補助金
- 生活困窮者自立支援事業
- 低所得者の冬の生活支援事業(福祉灯油支援事業・冬の生活支援事業)

【関係する個別計画】

- 第3期名寄市地域福祉計画

Ⅱ-5 高齢者施策の推進

明るく活力ある高齢社会の実現を目指し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて医療・介護・予防・住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

【現状と課題】

65歳以上の高齢者数は、令和3年(2021年)10月末現在で8,784人、高齢者数における後期高齢者の占める割合は54.6%ですが、令和7年(2025年)には61.7%まで上昇すると見込まれています。高齢者が安心して暮らし続けるためには、切れ目ない医療と介護の整備を継続するとともに、介護人材の確保やフレイル状態を予防するための介護予防事業の拡充など、課題解決に向けた取組が必要です。

【後期計画期間の方向性】

名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の基本目標である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「地域包括ケアシステム」の深化を図る取組を推進します。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
介護予防(フレイル予防)教室	754人 (2019)	980人 (2026)	年毎の予防教室の参加延べ人数
医療介護連携情報共有ICT事業	58事業所 (2021)	65事業所 (2026)	ICTネットワーク参加事業所数 (医療機関、介護事業所)
認知症サポーター養成講座	313人 (2019)	400人 (2026)	年毎の養成講座の受講者数

【想定される主な実施計画事業等】

■一般介護予防事業 ■認知症総合支援事業 ■介護予防・生活支援サービス事業 ■医療介護連携情報共有ICT事業 ■生活支援ハウス設置事業

【関係する個別計画】

■名寄市第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画

Ⅱ - 6 障がい者福祉の推進

障がいがある人もない人も地域で安心して暮らすことができるように、市民や関係機関と連携して、地域の支援体制の充実に努めます。

【現状と課題】

障がい福祉サービスの充実に伴い、障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らすことを希望する人が増え、また、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、相談や緊急時の対応等の機能を備えた「地域生活支援拠点等」の仕組みが求められています。令和2年度に開設した基幹相談支援センターにより、障がい者のニーズに対応した様々な支援を行い、今後も「名寄市障がい者福祉計画」「名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、障がい福祉施策を推進する必要があります。

【後期計画期間の方向性】

障がいのある人が必要なサービスを利用しながら住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、障がい者のニーズに対し、適切な対応ができるよう相談支援体制の充実とともに、社会福祉協議会をはじめ関係機関が連携し、地域全体で支えるサービス提供体制の充実に努める取組を推進します。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
重度障害者ハイヤー料金助成事業タクシーチケット使用率	55.7% (2021)	65% (2026)	交付者に対する使用率 (チケット交付枚数に対する使用枚数)
障がい者雇用率	2.80% (2021)	2.90% (2026)	労働者数に対する障がい者の数
地域活動支援センター利用者(延べ年間利用人数)	1,879人 (2021)	2,500人 (2026)	障がいのある人の日中の活動をサポートする機関で創作・生産活動のほか社会との交流促進などの機会を提供します。

【想定される主な実施計画事業等】

■ 成年後見制度利用支援事業 ■ グループホームの設置促進 ■ 重度障害者ハイヤー料金助成事業 / 重度視力障害者電話料助成事業 ■ 基幹相談支援センター事業 ■ 地域生活支援事業

【関係する個別計画】

■ 第3次名寄市障がい者福祉計画 ■ 第6期名寄市障がい福祉実施計画

Ⅱ-7 国民健康保険

市民の医療に対する安心と信頼を確保するとともに、医療費の適正化等に向けた取組を推進し、国民健康保険制度を将来にわたり持続可能なものとするよう努めます。

【現状と課題】

これからの国民健康保険制度においては、財政運営の責任主体である北海道とともに、保険税の平準化や事務の広域化を一体的に進めるとともに、医療費適正化など加入者の負担軽減につながる取組を推進しながら、財政運営の安定化や効率化に取り組む必要があります。

【後期計画期間の方向性】

生活習慣病の早期発見や重症化予防等の保健事業により、医療費の適正化と加入者の健康増進を図り、国民健康保険事業の安定健全化に向けた取組を推進します。

【主な成果指標】

指標項目	基準値	目標値	説明
特定健診の受診率	29.0% (2021)	60% (2026)	年度ごとの特定検診受診率

【想定される主な実施計画事業等】

- データヘルス計画に基づく特定健診・特定保健指導

【関係する個別計画】

- 第2期名寄市保健事業実施計画(データヘルス計画) ※第3期(2024～2029)